

社会福祉法人伸生双葉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸生双葉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 報酬とは、職務執行の対価として受けるものであって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬の額は、別表に定める。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月23日から施行し、平成29年6月16日から適用する。
- 2 社会福祉法人伸生双葉会役員等報酬規程（平成29年4月1日制定）は、廃止する。

別表

(1) 理事

項 目	日 額
理事会等会議への出席	3, 0 0 0円
上記の他、法人・施設業務のための出席	3, 0 0 0円

(2) 監事

項 目	日 額
監事会等会議への出席	3, 0 0 0円
上記の他、法人・施設業務のための出席	3, 0 0 0円

(3) 評議員

項 目	日 額
評議員会等会議への出席	3, 0 0 0円
上記の他、法人・施設業務のための出席	3, 0 0 0円